

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由																								
<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第18条</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 機構が本研究開発の研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等を行う場合（全研究開発期間中に行う場合を含む。）には、研究開発代表機関は、機構による当該調査等に回答その他の協力を行うするとともに、研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>5、6 省略</p> <p>7 研究開発代表機関が、本研究開発の研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該研究開発代表機関は、機構に対して、当該特許出願に関する情報等を速やかに報告するものとする。</p>	<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第18条</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 機構が本研究開発の研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、研究開発代表機関は、機構による当該調査等に協力するものとする。</p> <p>5、6 省略</p> <p>7 研究開発代表機関が、本研究開発の研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該研究開発代表機関は、機構に対して、当該知的財産権に関する情報等を速やかに報告するものとする。</p>	<p>フォローアップ調査の実施に伴う変更。</p> <p>表現の適正化。</p>																								
<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="141 1070 958 1439"> <thead> <tr> <th>補助事業</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>2. 橋渡し研究プログラム</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>3. 次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム（東北メディカル・メガバンク計画）</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>4. 次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム（ゲノム研究バイオバンク）</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業	補助率	1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額	2. 橋渡し研究プログラム	定額	3. 次世代 医療実現バイオバンク利活用プログラム（東北メディカル・メガバンク計画）	定額	4. 次世代 医療実現バイオバンク利活用プログラム（ゲノム研究バイオバンク）	定額	5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）	定額	<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="1001 1070 1818 1439"> <thead> <tr> <th>補助事業</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>2. 橋渡し研究プログラム</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>3. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム（東北メディカル・メガバンク計画）</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>4. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム（ゲノム研究バイオバンク）</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業	補助率	1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額	2. 橋渡し研究プログラム	定額	3. ゲノム 医療実現バイオバンク利活用プログラム（東北メディカル・メガバンク計画）	定額	4. ゲノム 医療実現バイオバンク利活用プログラム（ゲノム研究バイオバンク）	定額	5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）	定額	<p>事業の改廃による変更</p>
補助事業	補助率																									
1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額																									
2. 橋渡し研究プログラム	定額																									
3. 次世代 医療実現バイオバンク利活用プログラム（東北メディカル・メガバンク計画）	定額																									
4. 次世代 医療実現バイオバンク利活用プログラム（ゲノム研究バイオバンク）	定額																									
5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）	定額																									
補助事業	補助率																									
1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額																									
2. 橋渡し研究プログラム	定額																									
3. ゲノム 医療実現バイオバンク利活用プログラム（東北メディカル・メガバンク計画）	定額																									
4. ゲノム 医療実現バイオバンク利活用プログラム（ゲノム研究バイオバンク）	定額																									
5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）	定額																									

令和8年度 医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領 新旧対照表

変更後（令和8年度版）		変更前（令和7年度版）		主な変更理由
6. 臨床研究開発推進事業（医療技術実用化総合促進事業）	定額	6. 臨床研究開発推進事業（医療技術実用化総合促進事業）	定額	
7. 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業	定額	7. 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業	定額	
8. 創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業	定額	8. 創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業	定額	
9. 医工連携グローバル展開事業	2 / 3	9. 医工連携グローバル展開事業	2 / 3	
10. 創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業	定額	10. 創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業	定額	
11. 次世代型医療機器開発等促進事業	1 / 3、2 / 3	11. 次世代型医療機器開発等促進事業	1 / 3、2 / 3	
12. 臨床研究・治験推進研究事業（アジア地域における治験・臨床試験ネットワークの構築事業）	定額	12. 臨床研究・治験推進研究事業（アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業）	定額	
13. 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業）	2 / 3	13. 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業）	2 / 3	
14. 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療・細胞治療次世代製造技術開発）	2 / 3	14. 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療・細胞治療次世代製造技術開発）	2 / 3	
15. 次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業	定額	15. 次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業	定額	
削除		16. デジタルヘルスケア開発・導入加速化事業	2 / 3	
削除		17. 介護DXを利用した抜本的現場改善事業	2 / 3	
16. 予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業（ヘルスケアサービス実用化研究事業）	3 / 4	←新規追加		